

秋田県条例第二十五号

秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計条例

(設置)

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第三号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号イからニまでに掲げる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付け並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）附則第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、貸付金収入、県債、一般会計繰入金その他の諸収入をもつてその歳入とし、貸付金、県債の償還金及び利子、一般会計繰出金その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十条第一項の特別会計（以下「旧法による特別会計」という。）において平成二十六年度の歳入歳出の決算上生ずる剰余金は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3 この条例の施行の際、旧法による特別会計に所属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

4 前項の規定によりこの会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、この会計の歳入及び歳出とする。